

令和6年 第6回 海津市農業委員会総会 議事録

1 開催日時 令和6年6月5日(水) 午後2時00分～午後2時40分

2 開催場所 平田農村環境改善センター(SSドローンプラザ) 1階会議室

3 出席委員(30名)

1番 伊藤憲生	2番 神田春夫	3番 伊藤白行	4番 飯田直満
5番 古川 守	6番 林 哲也	7番 中村 伸	8番 加賀重彦
9番 牧野友彦	10番 加藤 忍	11番 寺倉照秋	12番 伊藤幸弘
	14番 野津憲雄	15番 伊藤 豊	16番 後藤昌宏
	18番 諏訪博保		20番 岡田郁夫
21番 菱田一義	22番 伊藤宗人	23番 瀬古安志	24番 堀田勝彦
25番 服部清和	26番 荒川逸夫		28番 伊藤勝代
	30番 赤尾浩幸	31番 大橋政良	32番 加藤和幸
33番 伊藤幹男	34番 松田脩一	35番 寺倉百合子	

4 欠席した委員(5名)

13番 高木 栄	17番 川瀬明久	19番 伊藤正覚	27番 大橋 功
29番 菱田 章			

5 議事日程

(1) 会議録署名委員の指名

(2) 議案第18号 農地法第3条の規定による許可申請に対する審議について

(3) 議案第19号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について

(4) 議案第20号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について

(5) 議案第21号 旧農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画に対する決定について

(6) その他

6 出席した事務局職員

事務局長 後藤 農地係長 川崎 会計年度任用職員 白木

7 その他会議に出席した関係者

農林振興課主事 犬飼

8 総会議長

神 田 春 夫

9 議事録署名委員

24番 堀田勝彦

25番 服部清和

10 会議の概要 開会（午後2時）

◎議 長

それでは、本日の出欠状況について、報告します。13番高木委員、17番川瀬委員、19番伊藤委員、27番大橋委員、29番菱田委員より欠席の報告を受けております。

本日の出席委員は35名中30名。農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定にする定足数、過半数を満たしておりますので、総会は成立いたします。

それでは只今より、令和6年 第6回海津市農業委員会総会を議事日程に基づき進めて参りますので、よろしくお願い致します。

◎議 長

日程第1 会議録署名委員の指名について、を議題とします。議長より指名してよろしいか。

【「異議なし」の声あり】

◎議 長

異議なしと認めます。よって、24番 堀田委員、25番 服部委員を指名しますので、よろしくお願い致します。

続きまして、日程第2 議案第18号 農地法第3条の規定による許可申請に対する審議について、を議題とします。事務局に説明を求めます。

◎事務局 （川崎農地係長）

1 ページをご覧ください。

議案第18号 農地法第3条の規定による許可申請に対する審議について
農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和6年6月5日提出 海津市農業委員会長 神田春夫

所有権移転案件4件です。

受付番号63番 平田町今尾字南区●●●●番、田、現況畑、287㎡。

譲渡人、●●●●。譲受人、平田町、●●●●。申請事由：農業経営拡大。

受付番号64番 平田町土倉字江西●●●●番、畑、216㎡。

譲渡人、●●●●。譲受人、平田町、●●●●。申請事由：農業経営拡大

受付番号65番 平田町三郷字西前●●●●番、畑、555㎡。

譲渡人、●●●●。譲受人、平田町、●●●●。申請事由：農業経営拡大

受付番号66番 南濃町上野河戸字堂島●●●●番 外2筆、畑、790.75㎡。

譲渡人、●●●●。譲受人、南濃町、●●●●。申請事由：贈与
別記3審査書に基づき許可要件を満たすものと考えます。以上です。

◎議 長

説明が終わりました。それでは、担当地区の委員さんから意見を賜りたいと存じます。
受付番号63番の案件について、6番林委員お願いします。

◎6番 林委員

受付番号63番の案件については、譲渡人は、労力不足により管理が困難であることから営農縮小を図り、譲受人は、農業経営を拡大するため、土地を売買されるもので、農地法上問題ないと判断しましたので、審議願います。譲受人が、20年以上前から畑として、耕作している土地であり、問題ないと考えます。

◎議 長

続きまして、受付番号64番を、3番伊藤委員お願いします。

◎3番 伊藤委員

受付番号64番の案件については、申請の目的は、農業経営拡大です。譲渡人は、5条許可により平成6年に住宅目的で取得しましたが断念され、譲受人は、農業経営を拡大するため、農地を売買されるもので、農地法上問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議 長

続きまして、受付番号65番を、17番川瀬委員が欠席されておりますので、事務局補足説明ありますか。

◎事務局 (川崎農地係長)

受付番号65番の案件については、申請の目的は、農業経営拡大です。譲渡人は、高齢による労力不足により管理が困難であることから営農縮小を図り、譲受人は、農業経営を拡大するため、農地を売買されるもので、農地法上問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議 長

続きまして、受付番号66番を、5番古川委員お願いします。

◎5番 古川委員

受付番号66番の案件については、申請の目的は、贈与です。譲渡人は、労力不足により管理が困難であることから営農縮小を図り、譲受人は、居住地に近いため贈与を受けるもので、農地法上問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議 長

担当地区の委員さんから意見を賜りました。質問・意見等がございましたら挙手をお願いします。

【挙手する者なし】

◎議 長

質問・意見等もないようですので、質疑を終結し、採決致します。議案第18号 農地法第3条の規定による許可申請に対する審議については、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

◎議 長

挙手全員ですので、議案第18号 農地法第3条の規定による許可申請に対する審議については、原案のとおり許可と決定します。

続きまして、日程第3 議案第19号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について、を議題とします。事務局に説明を求めます。

◎事務局 (川崎農地係長)

2ページをご覧ください。

議案第19号 地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
農地法第4条の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。

令和6年6月5日提出 海津市農業委員会 会長 神田春夫

受付番号67番 海津町福江字中無垢里●●●●番 外1筆、田、現況 雑種地、255.84㎡。

申請人：海津町、●●●●。転用目的：喫茶店 駐車場。

この案件の農地区分は、二管の埋設沿道で概ね500m以内に医師会病院、諏訪歯科がある幅員4m以上の沿道区域である第3種農地であると判断します。

被害防除では、周囲に申請人の農地以外はなく、被害を及ぼすことは無いと思われます。

受付番号 68 番 平田町蛇池字東浦●●●●番、田、現況 宅地、147㎡。

申請人：平田町、●●●●。転用目的：一般個人住宅。

この案件の農地区分は、住宅用に供する施設等が連担する第3種農地であると判断します。

被害防除では、北側に農地がありますが、コンクリート土留めが施工されており、被害を及ぼすことは無いと思われます。

受付番号 69 番 平田町三郷字村内●●●●番、畑、現況 雑種地、1134㎡。

申請人：平田町、●●●●。転用目的：参拝客用 有料駐車場。

この案件の農地区分は 概ね10ha以上の一団の農地である第1種農地で、許可区分では、集落接続に該当するものであると判断します。

被害防除では、北側・西側に農地がありますが、コンクリート土留めが施工されており、被害を及ぼすことは無いと思われます。 以上です。

◎議 長

説明が終わりました。それでは担当地区の委員さんから意見を賜りたいと存じます。では、受付番号 67 番を、16 番後藤委員お願いします。

◎16 番 後藤委員

受付番号 67 番の案件については、申請の目的は、喫茶店 駐車場です。

申請人は、西側にて喫茶店を営み、平成4年頃より駐車場敷地として一体利用されていた追認案件で、農地法上問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議 長

続きまして、受付番号 68 番は、27 番大橋委員が、69 番は、17 番川瀬委員が欠席されておりますので、事務局補足説明ありますか。

◎事務局 (川崎農地係長)

受付番号 68 番の案件については、申請の目的は、一般個人住宅です。

申請人は、申請地東側に居住しており、昭和52年頃より住宅敷地として一体利用されていた追認案件で、農地法上問題ないと判断しました。

受付番号 69 番については、申請の目的は、駐車場です。

申請地は、平成24年頃よりお千代保神社参拝客用の露店駐車場とされていた追認案件で、周囲は擁壁・柵板が施されており、農地法上問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議 長

担当地区の委員さんから意見を賜りました。質問・意見等がございましたら挙手をお願いします。

【挙手する者なし】

◎議 長

質問・意見等もないようですので、質疑を終結し、採決致します。議案第19号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見については、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

◎議 長

挙手全員ですので、議案第19号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見については、原案のとおり許可相当との意見を付して、岐阜県へ進達します。

続きまして、日程第4 議案第20号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について、を議題とします。事務局に説明を求めます。

◎事務局 (川崎農地係長)

3ページをご覧ください。

議案第20号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
農地法第5条の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。

令和6年6月5日提出 海津市農業委員長 神田春夫

所有権移転案件11件、使用貸借権案件2件です。

受付番号70番 南濃町庭田字古畑●●●●番 外1筆、畑、471㎡。

譲渡人：●●●● 外1名。譲受人：広島県広島市、●●●●。転用目的：太陽光発電施設

この案件の農地区分は 概ね10ha未満の一团の農地である第2種農地で、許可区分では、代替性がないに該当するものであると判断します。

被害防除では、整地のみで外周フェンスを設置され、他の農地に被害を及ぼすことは無いと思われます。

受付番号71番 南濃町駒野字中道西●●●●番、畑、1,133㎡。

譲渡人：●●●●。譲受人・転用目的・農地区分・被害防除は、70番の案件と同様です。

受付番号72番 南濃町駒野字清水池●●●●番、田、1,282㎡。

譲渡人：●●●●。譲受人：東京都渋谷区、●●●●。

転用目的・農地区分・被害防除は、70番の案件と同様です。

4 ページ 受付番号73番 南濃町羽沢字古屋敷●●●●番、畑、1,031㎡。

譲渡人：●●●●。譲受人：東京都中央区、●●●●。

転用目的・農地区分・被害防除は、70番の案件と同様です。

受付番号74番 南濃町上野河戸字大藪下●●●●番 外4筆、田、1,330㎡。

譲渡人：●●●●。譲受人・転用目的・農地区分・被害防除は、70番の案件と同様です。

受付番号75番 南濃町上野河戸字堂島●●●●番 外1筆、畑、2,203㎡。

譲渡人：●●●●。譲受人・転用目的・農地区分・被害防除は、70番の案件と同様です。

受付番号76番 南濃町上野河戸字堂島●●●●番 外2筆、畑、1,292㎡。

譲渡人：●●●● 外2名。譲受人・転用目的・農地区分・被害防除は、70番の案件と同様です。

受付番号77番 南濃町上野河戸字堂島●●●●番、畑、1,392㎡。

譲渡人：●●●●。譲受人・転用目的・農地区分・被害防除は、71番の案件と同様です。

5 ページ 受付番号78番 南濃町上野河戸字法華寺●●●●番 外2筆、畑、1,698㎡。

譲渡人：●●●●。譲受人・転用目的・農地区分・被害防除は、71番の案件と同様です。

受付番号79番 南濃町上野河戸字法華寺●●●●番 外2筆、畑、1,275㎡。

譲渡人：●●●● 外1名。譲受人・転用目的・農地区分・被害防除は、70番の案件と同様です。

受付番号80番 南濃町山崎字北畑●●●●番 外6筆、田、1,802、畑、227㎡、合計2,029㎡。

譲渡人：●●●● 外3名。譲受人・転用目的・農地区分・被害防除は、70番の案件と同様です。

6 ページ 受付番号81番 海津町福江字中無垢里●●●●番、田、現況 雑種地、743㎡の内 391.18㎡。

使用貸人：●●●●。使用借人：海津町、●●●●。転用目的：一般個人住宅

この案件の農地区分は、二管の埋設沿道で概ね500m以内に医師会病院、諏訪歯科がある幅員4m以上の沿道区域である第3種農地であると判断します。

被害防除では、周囲に申請人の農地以外はなく、被害を及ぼすことは無いと思われます。

受付番号 82 番 南濃町安江字盤若谷●●●●番、畑、353㎡。

使用貸人：●●●●。使用借人：愛知県弥富市、●●●●。転用目的：一般個人住宅

この案件の農地区分は、二管の埋設沿道で概ね500m以内に石川歯科、曽根歯科がある幅員4m以上の沿道区域である第3種農地であると判断します。

被害防除では、西側が畑、東・南側は貸人の畑ですが、ブロック積み擁壁を施され、被害を及ぼすことは無いと思われます。以上です。

◎議 長

説明が終わりました。それでは担当地区の委員さんから意見を賜りたいと存じます。では、受付番号 70 番は、13 番高木委員、71 番は、29 番菱田委員が欠席されておりますので、事務局補足説明ありますか。

◎事務局 (川崎農地係長)

受付番号 70 番・71 番の両案件については、申請の目的は、太陽光発電施設です。

譲渡人は今後の農地の維持管理に苦心しており、譲受人は再生可能エネルギー関連事業を営み、事業適地を選定する中、協議が整ったことから、売買により取得され、申請されるものです。周囲にフェンスを施工し、整地のみで利用されるため、農地法上問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議 長

続きまして、受付番号 72 番を、35 番寺倉委員お願いします。

◎35 番 寺倉委員

受付番号 72 番の案件については、申請の目的は、太陽光発電施設です。

譲渡人は今後の農地の維持管理に苦心しており、譲受人は再生可能エネルギー関連事業を営み、事業適地を選定する中、協議が整ったことから、売買により取得され、申請されるものです。周囲にフェンスを施工し、整地のみで利用されるため、農地法上問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議 長

続きまして、受付番号 73 番から 80 番までを、5 番古川委員お願いします。

◎5 番 古川委員

受付番号 73 番から 80 番の案件については、申請の目的は、太陽光発電施設です。

いずれの案件も、譲渡人は、今後の農地の維持管理に苦心しており、譲受人は再生可能エネルギー

ギー関連事業を営み、事業適地を選定する中、協議が整ったことから、売買により取得され、申請されるものです。周囲にフェンスを施工し、整地のみで利用されるため、農地法上問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議 長

続きまして、受付番号８１番を、１６番後藤委員お願いします。

◎１６番 後藤委員

受付番号８１番の案件については、申請の目的は、一般個人住宅です。

使用借人は、父が経営する喫茶店の２階に居住していますが、手狭になったため、隣接する申請地を父から借り受け、住宅を建てられるものです。

なお、申請地は、平成３０年頃より厨房施設・移動販売用車両置き場等の敷地として利用されていた追認案件となります。周囲に申請人の農地以外はなく、農地法上問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議 長

続きまして、受付番号８２番を、３３番伊藤委員お願いします。

◎３３番 伊藤委員

受付番号８２番の案件については、申請の目的は、一般個人住宅です。

使用借人は、現在、賃貸住宅に居住していますが子の成長に伴い手狭となり、父から申請地を借り受け、住宅を建てられるものです。

周囲にはコンクリートブロックとフェンスを施工され、農地法上問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議 長

担当地区の委員さんから意見を賜りました。質問・意見等がございましたら挙手をお願いします。

◎３３番 伊藤委員

大変失礼な意見かもしれませんが、今回の５条申請は太陽光発電がすごく出ていますが、特に南濃町ですが、異常事態ではないかと考えます。申請を止めるわけにはいきませんし、何とかならないものかと思っております。以上です。

◎議 長

その他の方、ご意見ありますか。

◎7番 中村委員

今の発言、私も同感で、前から太陽光発電、どういう背景かということも、先々会の総会で30年来その土地が遊休地で大変困っていると、太陽光発電ということになりましたという報告がありました。今回確かに南濃町、集中的に多くなっているということが気がかりです。

今日、その他のところで発言通告して、農地の最適化推進に関する質問・コメントをしようと思っていましたが、この南濃町の太陽光発電の売買というか、ここに至る経緯とか、それに農業委員会としてどう関わったのか、というようなところを、やはりいろいろ話し合わないで、今回のようなケースは今後も増えると思います。是非、その他のところで、農地の最適化のところで今のような発言をしていただければと思います。

◎議 長

その他の方よろしいですか。

今それぞれの方から太陽光発電施設が、かなり多く出ていることに関して、この案件についてのことではなく、こういう施設が多いがどうかということですので、別とさせて頂き、今回出ております案件についての賛否を取らせて頂いてよろしいか。

【発言するものなし】

◎議 長

質問・意見等もないようですので、質疑を終結し、採決致します。議案第20号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見については、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

【挙手多数 29名】

◎議 長

挙手多数ですので、議案第20号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見については、原案のとおり許可相当との意見を付して、岐阜県へ進達します。

続きまして、日程第5 議案第21号 旧農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画に対する決定について、を議題と致しますが、農業委員会等に関する法律第31条の規定により議事参与の制限を受ける案件となりますので、23番瀬古委員退室願います。

また、農林振興課より担当者が来ておりますので、入室を認めます。

【瀬古委員退室】・【農林振興課職員入室】

◎議 長

それでは、事務局に説明を求めます。

◎事務局（川崎農地係長）

7ページから15ページをご覧ください。議案第21号

旧農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画に対する決定について

旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定を諮る。 令和6年6月5日提出 海津市農業委員会長 神田春夫

受付番号83番 農地中間管理事業分で、153筆、222、115㎡。

水田利用、設定期間5年から10年、1筆が使用貸借権、152筆が6千円から2万円の賃貸借権の設定となります。なお、借り受け見込み者を参考資料として添付しております。

以上です。

◎議 長

説明が終わりました。質疑がございましたら承ります。

◎議 長

ご質問もないようですので、質疑を終結し、採決致します。議案第21号 旧農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画に対する決定については、原案を適当と認める旨、市へ回答することに賛成の方は挙手願います。

【挙手多数 29名】

◎議 長

挙手多数ですので、議案第21号 旧農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画に対する決定については、原案を適当と認める旨、市へ回答します。

23番瀬古委員、入室して下さい。

【瀬古委員入室】・【農林振興課職員退室】

◎議 長

事務局その他報告事項ありますか。

◎事務局（川崎農地係長）

農地法第3条の3の相続の関係の届出ですが、15件あり、農業委員会から関係者に受理書を送付しました。

次に、資料最終ページの4枚ほどありますが、ご覧ください。

令和5年度農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について報告します。

お配りしております資料の別紙様式3「令和5年度推進委員等の最適化活動の点検・評価」をご覧ください。表中（1）の実施状況としまして、先月総会時にみなさん個々にお配りし、内容を確認いただいたところ、修正等のご連絡がありませんでしたので、その結果を基に集計した結果となります。

また、（2）成果目標の達成状況については、令和5年度の目標と実績、達成率を示しております。達成率としまして、農地の集積97.3%、遊休農地の解消については、114.6%、新規参入の促進は25.37%となりました。

それぞれの達成率を点数化し集計した結果、海津市農業委員会としての達成状況の評語は「目標に対して期待を上回る結果が得られた」となりました。

別紙様式5については、それぞれの目標に対する実績状況をまとめ、記載したものとなります。この結果を岐阜県や県農業会議へ報告、また市ホームページにて公表させていただきますのでよろしくお願いします。以上です。

◎議 長

それでは本日予定の議題は全て終了しました。これで閉会といたします。

総会閉会（午後2時40分）

議事録署名者

24 番

25 番

議 長